

2018（平成30年）10月23日

イマジン・グローバル・ケア株式会社 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330 - 0064 さいたま市浦和区岸町7 - 11 - 5

TEL048 - 844 - 8972/FAX048 - 829 - 7444

理事長 池本 誠司

## 申 入 書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

貴社が一般消費者に対し供給しておりますブロリコの広告表示(平成30年9月19日の新聞折込広告(以下単に「新聞広告」といいます。))上の表示及び現在のWeb広告上の表示)について、下記のとおり、申入れをいたします(従来、当会の活動委員会において検討させていただき、活動委員会より平成30年2月26日付け「広告表示改善要望及びお問合せ」及び同年4月19日付け「ご連絡」を送付させていただきましたが、貴社からの同年8月10日付けご回答を受けて、今後は検討委員会において検討させていただくことになり、本申入れをさせていただきました)。

つきましては、本書面到着後2週間以内に、申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただきますようお願いいたします。

なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

## 記

### 第1 申入れの趣旨

ブロリコの広告表示中、以下の表示について、使用を停止すること、又は、適切な内容に修正することを求めます。

## 1 ブロッコリーの効果に関する以下の表示

- ・「ブロッコリーの新しいパワー」（新聞広告）
- ・「驚きの元気パワー」（新聞広告）
- ・「『ブロリコ』のパワーは、非常に高い」（新聞広告）
- ・「元気成分『ブロリコ』のパワーがあなたの体を守ります」（新聞広告）
- ・「大きなパワーを持つ」（Web 広告）

## 2 特許と関連した以下の表示

- ・「他社に真似できない世界初の成分」（新聞広告）
- ・「技術をもっているのは当社だけです」（新聞広告）

## 3 強調表示と打消し表示に関する以下の表示

- ・「驚きの元気パワーはプロポリスの 1000 倍以上」との強調表示とそれを打消す表示（新聞広告）

## 4 体験談表示に関する表示

体験談表示中の例えば「野菜不足を補ってくれているみたい」（新聞広告）、「体調を崩しやすく悩んでいたのが、一週間で効果を実感しはじめ、季節の変わり目でも元気に過ごせるようになった」（Web 広告）等の効果表示

## 第2 申入れの理由

### 1 景品表示法(以下「法」といいます。)の規定

商品・サービスの品質や価格についての情報は、消費者が商品・サービスを選択する際の重要な判断材料であり消費者に正しく伝わる必要があるとの観点から、景品表示法は、商品・サービスの品質や価格について、実際よりも著しく優良又は有利であると表示することを禁止しています。

禁止される表示には、商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示(優良誤認表示。法5条1号)、商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示(有利誤認表示。法5条2号)及び一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示(法5条3号)があります。

本件では、優良誤認表示(法5条1号)が問題となると考えております。

### 2 申入れの対象となる表示の内容(法5条1号に該当し得る表示)について

#### ア ブロッコリーの効果に関する表示

貴社は、前記第1の1のとおり、ブロッコリの広告中、

- ・「ブロッコリーの新しいパワー」
- ・「驚きの元気パワー」
- ・「『ブロッコ』のパワーは、非常に高い」
- ・「元気成分『ブロッコ』のパワーがあなたの体を守ります」
- ・「大きなパワーを持つ」

等の表示を行っています。

しかしながら、貴社が有する特許番号 5491082 の特許は、発明の名称を、「自然免疫機能活性化組成物の製造方法及び自然免疫機能活性化組成物」とし、特許請求の範囲として、

【請求項1】ないし【請求項10】(省略。全て製造方法に関するもの。),

【請求項11】請求項1ないし請求項10の何れかの請求項に記載の自然免疫機能活性化組成物の製造方法を使用して得られたものであることを特徴とする、植物体由来の自然免疫機能活性化組成物。

としており、また、発明の詳細な説明をみても、特殊な技術によってブロッコリー等から自然免疫活性化作用を有する組成物を抽出することができるという範囲でしか特許権の範囲は及ばないと思われます。

そうすると、ブロッコリが自然免疫活性化作用を有する組成物を利用して製造されたものであったとしても、それを摂取することで得られる効果は自然免疫機能が活性化されることに尽きるのであって、元気パワーが出ることにまで特許が付与されているものとはいえないと考えられます。

にもかかわらず、ブロッコリの広告中、「ブロッコリーの新しいパワー」、「驚きの元気パワー」、「『ブロッコ』のパワーは、非常に高い」、「元気成分『ブロッコ』のパワーがあなたの体を守ります」、「大きなパワーを持つ」等の表示がなされると、これらの表示全体から、一般消費者はブロッコリを摂取すると驚きの元気パワーが生じるように誤認すると考えられますので、上記表示は、本件特許権の範囲を超えた効果があると誤認させる表示として、不当表示(優良誤認表示)に該当し、景品表示法5条1号の優良誤認表示に該当すると考えられます。

なお、これとの関連で、活性率の説明が一般消費者にとって分かりにくい点について、「『ブロッコ』の活性率が、非常に高いことが知られています。」を「『ブロッコ』のパワーは、非常に高いことが知られています。」と言い換えるのは好ましくないと考えられますので、その点の改善もお願いいたします。

## イ 特許と関連した表示

貴社は、前記第1の2のとおり、ブロリコの広告中、

- ・「他社に真似できない世界初の成分」
- ・「技術をもっているのは当社だけです」

との表示を行っています。

しかしながら、特許権を取得した(又は取得しようとした)ものについては、当業者が公開内容を見て、当該発明の課題を容易に実施可能であることが必要とされておりますので(実施可能要件)、「他社に真似できない」、「技術をもっているのは当社だけです」との表現は、特許権が付与されていることと矛盾するのみならず、貴社のみが有する特殊技術によってブロリコが製造されたとの印象を与える表示、すなわち、ブロリコが事実と相違して競争業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示として、不当表示(優良誤認表示)に該当し、景品表示法5条1号の優良誤認表示に該当すると考えられます。

## ウ 強調表示と打消し表示に関する表示

貴社は、前記第1の3のとおり、ブロリコの広告中、体験談表示を行い、その中で

- ・「驚きの元気パワーはプロポリスの1000倍以上」

との強調表示を行っている反面、その打消し表示として、1000倍というのは比活性の値比較(それは食品の活性率=ヒトとよく似た体の仕組みを持つカイコの筋肉に各食品の成分を注射した際の筋肉収縮度合いで比較した結果)にすぎないこと、また、精製前のブロリコで比較すると約140倍にすぎないことを表示しています。

しかしながら、そもそも1000倍以上の「元気パワー」と表示していること自体に上記アのとおり問題があることに加え、仮にその点を措いたとしても1000倍ではない例外があることについて必ずしも大きな文字で分かりやすく表示されているとはいえないことや、打消し表示に比活性や活性率等の専門用語が用いられていることから、打消し表示が一般消費者にとって分かりやすいとはいえません。

したがって、本件の打消し表示は一般消費者に正しく理解されないものとして有効とはみなされず(消費者庁平成30年6月7日「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点」21~22 ページ等参照。)、1000倍との強調表示は不当表示(優良誤認表示)に該当し、景品表示法5条1号の優良誤認表示に該

当すると考えられます。

## エ 体験談表示に関する表示

貴社は、前記第1の4のとおり、ブロリコの広告中、体験談表示を行い、その中に例えば「野菜不足を補ってくれているみたい」、「体調を崩しやすくて悩んでいたのが、一週間で効果を実感しはじめ、季節の変わり目でも元気に過ごせるようになった」等の効果表示を行っております。

この点、前者の例について、仮にブロリコが本当に野菜不足を補うのであれば上記表示に景品表示法上の問題は生じませんが(それあれば根拠資料が必要となります。)、そうでない場合、「野菜不足を補ってくれているみたい」という体験談中の効果表示は不当表示(優良誤認表示)に該当し、景品表示法5条1号の優良誤認表示に該当すると考えられます。また、後者の例についても、体調を崩さなくなるなどの効果についての根拠資料が必要になると考えられます。

なお、「個人の感想であり、すべての方にあてはまるわけではありません。」との打消し表示がなされていても、このような表示では打消し表示とは評価されないことは、消費者庁平成30年6月7日「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点」22～24ページ等から明らかです。

## 第3 結論

以上より、貴社におかれては、第1の1ないし4の各表示の使用を停止いただいた上、適切な内容に変更するよう申し入れます。

以上

<本件に関する問い合わせ>

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局長 岩岡 事務局 加藤

T E L : 048-844-8972 / F A X : 048-829-7444